

Uターン者 資格取得費助成事業

～瀬戸内町のUターン者へ～
人材不足や加速する人口減少を緩和し、活力ある瀬戸内町の実現に向け、仕事をするために必要な資格取得経費の一部を助成いたします。

助成額

上限

10万円

総額の3分の2以内

わ き ゃ し ま
瀬戸内町で
キバリん
しよ～ろ～

対象経費

- 資格取得受験料
- 講習受講料(教材費含む)
- 登録料
- 旅費等
 - ・旅費は航空機・船舶等を使って移動しなければ取得できないモノに限る。
 - ・資格取得経費が1万円未満の場合は助成対象外です。

【お申し込み・ご連絡先】

瀬戸内町役場2階 企画課 企画振興係 TEL:72-1112